

東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例

(東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年東大阪市条例第37号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例

第1条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に、「に資し」を「を図り」に改める。

第2条第1項中「第192号)」の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」を加え、「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同項第1号中「を所持する」を「の交付を受けている」に、「もの」を「者」に改め、同項第3号中「を所持し」を「の交付を受けている者であって」に、「された者」を「されたもの」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証又は特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知別紙)に基づき都道府県が実施する事業における受給者証の交付を受けている者のうち、次のいずれかに該当する者
ア その障害の程度が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表の1級の第9号に該当する者

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児であって、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級の第9号に該当するもの

第2条第2項第1号中「による保護を受けている者」を「第6条第1項に規定する被保護者」に改め、同項第4号中「基づき、国民健康保険法」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、「、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法による被保険者若しくは組合員(被保険者又は組合員)」を「又はこれらの法律による世帯主若しくは被保険者、組合員若しくは加入者(世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者)」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年東大阪市条例第14号)第4条第2項又は東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年東大阪市条例第35号)第7条の規定による医療証の交付を受けている者

第2条第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「又は規則で定めるその他の」を「その他規則で定める」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(住所地特例対象施設に入所中の対象者の特例)

第2条の2 本市以外の市町村(大阪府内の市町村に限るものとする。次項において同じ。)の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児

童福祉法第42条に規定する障害児入所施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所をすることにより、当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる前条に規定する対象者の要件（住所に係る部分を除く。）を満たす者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者である者（国民健康保険組合に加入している者を除く。次項において同じ。）に限る。）であって、当該住所地特例対象施設に入所をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるものは、同条第1項の規定にかかわらず、対象者とするものとする。

2 本市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所をすることにより、当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者である者に限る。）であって、当該住所地特例対象施設に入所をした際本市以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものは、前条第1項の規定にかかわらず、対象者としなないものとする。

第3条第1項中「負傷について」の次に「、」を、「国民健康保険法」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、「給付、」を「給付並びに」に、「特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合に係るものを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合（食事療養に係る給付）を「訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給が行われた場合（精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）への入院に係る場合）」に改め、「費用」の次に「（食事療養及び生活療養に係る費用を除く。）」を加え、同条第2項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同項第1号中「、」の次に「法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われる」を「医療に関する給付を受けることができる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) その他市長が助成の全部又は一部を不相当と認めるとき。

第4条中「次条の」の次に「規定による」を加え、「から適用する」を「の属する月の初日以後に受けた療養に係る医療費について行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該月において、規則で定める事由がある者については、規則で定める日以後に受けた療養に係る医療費について助成する。

第5条中「この条例の適用」を「医療費の助成」に改め、「者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第6条中「前条の」の次に「規定による」を、「審査し」の次に「、対象者であることを確認したときは」を加える。

第7条を次のように改める。

（医療証の提示）

第7条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が大阪府内に所在する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）における療養に要する費用について、医療費の助成を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療証を提示しなければならない。

第8条中「第3条の規定による」を削り、「市長が契約医療機関」を「本市が保険医療機関等」に、「によって」を「により」に改め、「第5条の」の次に「規定による」を加え、「特別の理由」を「必要」に、「対象者」を「規則で定めるところにより、受給者」に改める。

第9条中「対象者」を「受給者」に、「当該損害賠償額の限度内において、助成金」を「第3条の規定により助成すべき医療費」に、「又は一部を支給せず」を「若しくは

一部を助成せず」に、「すでに」を「既に」に改める。

第10条中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に、「その他」を「その他の」に、「すみやかに」を「規則で定めるところにより、速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第11条に次の1項を加える。

3 医療費の助成を受けて取得した医薬品等は、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

第12条の見出しを「（不正利得の返還）」に改め、同条中「行為」を「手段」に改め、「により」の次に「医療費の」を加え、「があった」を「又は前条の規定に違反した者がある」に改め、「又は対象者等」を削り、「から」の次に「、」を、「を受けた額」の次に「に相当する金額」を加える。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

（報告等）

第13条 市長は、医療費の助成にあたり必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、受給者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に受給者その他の関係者に質問させることができる。

（助成の制限）

第14条 市長は、受給者が正当な理由なく、前条の規定による命令に従わず、又は当該職員の質問に応じなかったときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成29年東大阪市条例第 号）附則第5条第2項の適用を受ける者であって、平成30年7月31日において第2条に規定する対象者に該当するものについては、同年8月1日に第5条の規定による申請があったものとみなす。

（東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年東大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「により、」の次に「その健康の保持及び」を加え、「安定と」を「安定並びに」に、「図る」を「図り、もってひとり親家庭の福祉の増進に寄与する」に改める。

第1条の2第2項第1号中「者」を「場合」に改め、「。以下同じ」を削る。

第2条第1項中「住所」を「居住地」に改め、「有する者」の次に「であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は市長が定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者」を加え、「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第2項第1号中「による」を「第6条第1項に規定する」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げる者のほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により、対象者又はこれらの法律による世帯主若しくは被保険者、組合員若しくは加入者（世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象

者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者
(4) 東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年東大阪市条例第37号)第6条の規定による医療証の交付を受けている者

第2条第3項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第2号中「含む」の次に「。以下同じ」を、「扶養義務者」の次に「(以下「扶養義務者」という。)」を加え、同条第4項中「所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の」を「自己の扶養親族等がその」に、「又は規則で定めるその他の」を「その他規則で定める」に改め、「者(以下「被災者」という。)」がある」及び「、当該被災者の所得に関しては」を削る。

第3条の見出しを「(助成の範囲)」に改め、同条第1項を次のように改める。

本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給が行われた場合(精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。))への入院に係る場合を除く。))における療養に要する費用(食事療養及び生活療養に係る費用を除く。))の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。))を助成する。

第3条第2項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、「助成しない」を「助成を行わない」に改め、同項第1号中「、」の次に「法令の規定により」を加え、「療養に関する給付が行われる」を「医療に関する給付を受けることができる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) その他市長が助成の全部又は一部を不相当と認めるとき。

第4条の見出しを「(申請等)」に改め、同条第1項中「ひとり親家庭の」を削り、「あらかじめ」を「規則で定めるところにより」に改め、同条第2項中「申請に基づいて、ひとり親家庭の医療費の助成を受けることができる者」を「規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者」に改め、「又は医療券(以下「医療証等」という。))」を削る。

第5条を次のように改める。

(医療証の提示)

第5条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。))が大阪府内に所在する健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。))における療養に要する費用について、医療費の助成を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療証を提示しなければならない。

第6条中「ひとり親家庭の」を削り、「対象者が負担すべき額」を「助成額」に、「契約医療機関」を「保険医療機関等」に、「によって」を「により」に改め、「ただし」の次に「、第4条第1項の規定による申請があった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けた場合」を加え、「及び」を「又は」に、「特別の理由」を「必要」に、「対象者に」を「規則で定めるところにより、受給者に」に改め、「により」の次に「医療費の」を加える。

第7条の見出し中「開始」を「適用」に改め、同条第1項中「ひとり親家庭の」を削り、「から開始する」を「以後に受けた療養に係る医療費について行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該月において、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日がある場合は、これらの日以後に受けた療養に係る医

療費について助成する。

第7条第2項中「ひとり親家庭の」を削り、「第1項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改め、「初日」の次に「（同項ただし書の規定の適用がある場合は、同項ただし書に規定する日）」を加える。

第8条中「対象者」を「受給者」に、「当該損害賠償額の限度内において、ひとり親家庭の」を「第3条の規定により助成すべき」に、「ひとり親家庭の医療費の額」を「額」に改める。

第9条中「行為」を「手段」に改め、「ひとり親家庭の」を削り、「受けた者」の次に「又は次条の規定に違反した者」を加える。

第10条第1項中「ひとり親家庭の」を削り、同条第2項中「医療証等」を「医療証」に改め、同条に次の1項を加える。

3 医療費の助成を受けて取得した医薬品等は、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

第11条第1項中「対象者」を「受給者」に、「住所」を「居住地」に、「その他」を「その他の」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第2項中「対象者」を「受給者」に改め、「届出義務者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（報告等）

第12条 市長は、医療費の助成にあたり必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、受給者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に受給者その他の関係者に質問させることができる。

（助成の制限）

第13条 市長は、受給者が正当な理由なく、前条の規定による命令に従わず、又は当該職員の質問に応じなかったときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

（東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年東大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「給付、」を「給付並びに」に、「特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合に係るものを除く。）、療養費又は家族療養費について保険給付が行われた場合」を「療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給が行われた場合（精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）への入院に係る場合を除く。）」に改める。

第3条第1項中「住所」を「居住地」に改め、「子ども」の次に「であって、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であるもの」を加え、同条第2項第1号中「により保護を受けている者」を「第6条第1項に規定する被保護者」に改め、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年東大阪市条例第37号）第6条の規定による医療証の交付を受けている者

第4条第1項中「の助成を行い、その助成の額は」を「について」に、「とする」を「を助成する」に改め、同条第2項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同項第1号中「又は保護者に対し、」を「の疾病又は負傷について、法令の規定により」に、「療養に関する給付が行われる」を「医療に関する給付を受けることができる」に改め、同項第2号中「医療保険各法の規定による」を「医療保険各法（規則で定める法律を除

く。以下この号において同じ。)の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) その他市長が助成の全部又は一部を不相当と認めるとき。

第5条中「この条例による」を削り、「本市と契約を締結した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関」を「大阪府内に所在する健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」に改める。

第8条中「対象者であると認められた者が契約医療機関において療養」を「交付された医療証に係る対象者が保険医療機関等における療養に要する費用について、医療費の助成」に改め、「、」の次に「当該保険医療機関等に」を加える。

第10条中「関し」の次に「第三者から」を加え、「、当該損害賠償の限度内において」を削り、「額の」を「医療費の」に改める。

第11条中「受けた」を「受けている」に、「住所」を「居住地」に改め、「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第12条に次の2項を加える。

2 医療証は、これを第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 医療費の助成を受けて取得した医薬品等は、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

第13条中「により」の次に「医療費の」を加え、「反した」を「違反した」に、「に対し、その」を「から、当該」に、「の返還を請求する」を「を返還させる」に改める。

第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(報告等)

第14条 市長は、医療費の助成にあたり必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、対象者の保護者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に保護者その他の関係者に質問させることができる。

(助成の制限)

第15条 市長は、対象者の保護者が正当な理由なく、前条の規定による命令に従わず、又は当該職員の質問に応じなかったときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

(東大阪市老人医療費の助成に関する条例の廃止)

第4条 東大阪市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年東大阪市条例第41号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第2条第3項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第2条中東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第3項第1号の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

（東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置等）

第2条 第1条の規定による改正後の東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の障害者医療条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2 改正後の障害者医療条例第2条の2の規定は、この条例の施行の際現に住所地特例対象施設に入所をしている者及び施行日以後当該住所地特例対象施設に入所をする者について適用する。

3 改正前の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第2条に規定する対象者（施行日の前日において同条例第6条の規定により医療証の交付を受けている者（施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に住所を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。）に限る。）であって、施行日以後改正後の障害者医療条例第3条第1項に規定する精神病床に入院をしているものに係る当該入院に係る医療費の助成については、第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、なお従前の例による。

4 改正後の障害者医療条例第2条第1項及び第2条の2第1項に該当する対象者に係る改正後の障害者医療条例第5条の規定による助成の申請、改正後の障害者医療条例第6条の規定による医療証の交付その他の必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

（東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第2条の規定による改正後の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（以下「改正後のひとり親医療条例」という。）の規定は、施行日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2 改正前の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条に規定する対象者（施行日の前日において同条例第4条第2項の規定により医療証の交付を受けている者（施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に居住地を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。）に限る。）であって、施行日以後改正後のひとり親医療条例第3条第1項に規定する精神病床に入院をしている者に係る当該入院に係る医療費の助成については、前項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、なお従前の例による。

（東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 第3条の規定による改正後の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「改正後の子ども医療条例」という。）の規定は、施行日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2 改正前の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例第3条に規定する対象者（施行

日の前日において東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例第7条の規定により医療証の交付を受けている者（施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に居住地を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。）に限る。）であって、施行日以後改正後の子ども医療条例第2条第3号に規定する精神病床に入院をしている者に係る当該入院に係る医療費の助成については、前項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、なお従前の例による。

（東大阪市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置）

第5条 施行日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

2 廃止前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例（以下「廃止前の老人医療条例」という。）第2条に規定する対象者であって、施行日の前日において廃止前の老人医療条例第6条の規定による医療証の交付を受けている者（施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に住所を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。）は、施行日から平成33年3月31日までの間に受ける療養に係る医療費について、助成を受けることができる。この場合においては、改正後の障害者医療条例の規定を準用する。

3 前項の場合において、療養に係る医療費が精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）への入院に係るものであるときの当該入院に係る医療費の助成については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前2項の規定は、これらの規定の適用を受ける者が、施行日以後、改正後の障害者医療条例第6条又は改正後のひとり親家庭医療条例第4条第2項の規定による医療証の交付を受けたときは、そのとき以後、適用しない。ただし、精神病床への入院に係る医療費の助成については、この限りでない。

（その他の経過措置の規則への委任）

第6条 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

○東大阪市老人医療費の助成に関する条例

昭和46年12月7日東大阪市条例第41号

改正

昭和47年11月1日条例第28号
昭和48年10月29日条例第34号
昭和48年12月18日条例第45号
昭和53年7月15日条例第13号
昭和57年12月27日条例第26号
昭和60年3月18日条例第1号
昭和62年4月1日条例第2号
平成3年12月26日条例第30号
平成6年9月30日条例第40号
平成9年8月27日条例第29号
平成10年11月27日条例第40号
平成12年2月1日条例第2号
平成12年3月31日条例第18号
平成12年12月30日条例第31号
平成14年9月30日条例第25号
平成16年7月1日条例第22号
平成18年3月31日条例第18号
平成18年6月19日条例第37号
平成18年9月29日条例第41号
平成19年3月30日条例第5号
平成19年12月28日条例第41号
平成20年3月31日条例第4号
平成25年3月31日条例第8号
平成26年6月30日条例第30号
平成26年12月24日条例第62号
廃止 平成29年10月31日条例第27号

東大阪市老人医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、老人に対し医療費の一部を助成することにより、老人の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者又は市長が規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、年齢65歳以上の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年東大阪市

条例第37号) 第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、同条第2項第3号及び第4号のいずれにも該当しないもののうち、その者を同条第1項の対象者とみなして同条第3項及び第4項の規定を適用したとしたならば、同条例による医療費の助成を受けることができる者又は東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年東大阪市条例第14号) 第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、同条第2項第4号及び第5号のいずれにも該当しないもののうち、その者を同条第1項の対象者とみなして同条第3項から第5項までの規定を適用したとしたならば、同条例による医療費の助成を受けることができる者

- (2) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号) 第5条第1項の指定難病又は同法第1条の難病と同程度以上と認められる疾病であって、規則で定めるものを有する者で前年の所得(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得)が規則で定める額以下のもの
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく結核に係る医療を受けている者で前年の所得(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得)が規則で定める額以下のもの
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号) 第1条の2第3号に基づく精神通院医療を受けている者で前年の所得(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得)が規則で定める額以下のもの

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(これに相当する支援給付を含む。)を受けている者は対象者としない。

3 第1項第2号から第4号までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(助成の範囲)

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合に係るものを除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合(食事療養及び生活療養に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)が負担すべき額から、規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、その限度において助成を行わない。

- (1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。
- (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われるとき。

(助成の実施時期)

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による医療費の助成の申請のあった日（以下本条において「申請日」という。）から行うものとする。ただし、現に東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例又は東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づく助成を受けている者が65歳に到達することにより本条例に基づく助成を受けることができることとなる場合（その者が65歳に到達する日の翌日の属する月に、次条の規定による医療費の助成の申請があった場合に限る。）は、前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による医療費の助成の申請のあった日の属する月の初日から行うものとする。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により次条の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後14日以内にその申請をしたときは、前条の規定による助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日（前項ただし書に規定する場合においては、申請することができなかつた日の属する月の初日）から行うものとする。

（申請）

第5条 この条例に基づく医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

（医療証の交付）

第6条 市長は、前条の申請に係る者が第2条に該当すると認めるときは、医療証を交付する。

（医療証の提示）

第7条 前条の規定により医療証の交付を受けた者が療養を受けようとするときは、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）に医療証を提示しなければならない。

（助成の方法）

第8条 医療費の助成は、助成額を市長が契約医療機関に支払うことによつて行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（損害賠償との調整）

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度内において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに助成した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（届出義務）

第10条 対象者は、住所、氏名その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

（助成金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があつたときは、その者又は対象者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に75歳以上の本市の国民健康保健の被保険者が受けた療養の給付（療養費の支給を受けるべき診療、薬剤の支給又は手当を含む。）に係る高齢者附加給付金については、なお従前の例による。
- 3 東大阪市国民健康保険条例（昭和42年東大阪市条例第98号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
- 4 平成4年1月1日から平成5年3月31日までの間に限り、助成額の算定については、第3条中「、老人保健法第28条」とあるのは、「老人保健法第28条及び老人保健法等の一部を改正する法律（平成3年法律第89号）附則第5条」と、「、同条第5項」とあるのは「、老人保健法第28条第5項」とする。

附 則（昭和47年11月1日条例第28号）

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月29日条例第34号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。
- 2 改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例の適用を受けていた者がこの条例の適用の日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年12月18日条例第45号）

この条例は、公布の日から起算して4月をこえない範囲内において市長が定める日から施行する。

附 則（昭和53年7月15日条例第13号）

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月27日条例第26号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月18日条例第1号抄）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する対象者がこの条例の施行の日前に旧条例第3条各号の一に該当した場合における医療費の助成については、旧条例第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成3年12月26日条例第30号）

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日条例第40号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年8月27日条例第29号）

この条例は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年11月27日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月1日条例第2号抄）

改正

平成14年9月30日条例第25号

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 昭和5年4月2日から昭和10年3月31日までの間に生まれた者についての平成12年4月1日から平成14年9月30日までの間に行われた療養に関する市長が規則で定める社会保険に関する法律又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による療養に関する保険給付に係る療養費の助成については、第1条の規定による改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月30日条例第31号）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日条例第25号抄）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 東大阪市老人医療費の助成に関する条例及び東大阪市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成12年東大阪市条例第2号）附則第2項により、なお従前の例によることとされた者のうち昭和7年10月1日から昭和10年3月31日までの間に生まれた者についての平成14年10月1日から平成17年3月31日までに行われた療養に関する社会保険各法又は国民健康保険法の規定に関する保険給付に係る医療費の助成については、その者の前年の所得（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者は前々年の所得）が、この条例による改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第2号の規定により規則で定める額以下の場合、改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例の規定を適用する。
- 4 改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成16年7月1日条例第22号）

改正

平成18年6月19日条例第37号

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において65歳以上70歳未満の者については、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間は、改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項の規定は、なお効力を有する。この場合において、同項第1号中「市民税が課されていない者又は減免されている者」とあるのは「市民税が課されていない者又は減免されている者（65歳以上の者（当該年（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者）あつては当該年の前年）の1月1日現在において65歳以上の者をいう。以下同じ。）であつて、当該年の前年（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする場合）あつては前々年をいう。以下同じ。）の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,250,000円以下であるものを含む。」と、「市民税が課されている場合」とあるのは「市民税が課されている場合（65歳以上の者であつて、当該年の前年の合計所得金額が1,250,000円以下であるものである場合を除く。）」

と、「市民税が課されることとなるとき」とあるのは「市民税が課されることとなるとき（65歳以上の者であって、当該年の前年の合計所得金額が1,250,000円以下であるものである場合を除く。）」とする。

- 3 改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日条例第18号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月19日条例第37号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第41号抄）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第5号抄）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日条例第41号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 東大阪市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成16年東大阪市条例第22号）附則第2項により、なおその効力を有することとされる同条例による改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号に規定する対象者については、第1条の規定による改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条、第4条及び第9条の規定は、なおその効力を有するものとする。この場合において、旧条例第3条第1項中「老人保健法第28条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律第67条」と、「同法第46条の8」とあるのは「同法第84条」と、旧条例第9条第1項中「老人保健法第28条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律第67条」とする。

- 3 第1条の規定による改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第3条中障害者自立支援法施行条例第5条の改正規定 公布の日

（2） 第1条中議会の議員その他非常勤の職員の災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第3条中東大阪市障害者自立支援法施行条例第2条（見出しを含む。）の改正規定（「東大阪市障害程度区分認定審査会」を「東大阪市障害支援区分認定審査会」に改める部分に限る。）、第5条中東大阪市立総合福祉センター条例第6条第4号の改正規定（「第5条第14項」を「第5条第13項」に改める部分に限る。）、第9条中東大阪市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部

分に限る。)及び次項の規定 平成26年4月1日

附 則 (平成26年6月30日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日条例第62号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に医療費の助成の申請をする者について適用し、同日前に申請をした者については、当該申請に基づき交付を受けた医療証の有効期間中は、なお従前の例による。

附 則 (平成29年10月31日条例第27号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第2条第3項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び第2条中東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第3項第1号の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

(東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置等)

第2条 第1条の規定による改正後の東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例(以下「改正後の障害者医療条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2 改正後の障害者医療条例第2条の2の規定は、この条例の施行の際現に住所地特例対象施設に入所をしている者及び施行日以後当該住所地特例対象施設に入所をする者について適用する。

3 改正前の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第2条に規定する対象者(施行日の前日において同条例第6条の規定により医療証の交付を受けている者(施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に住所を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。)に限る。)であって、施行日以後改正後の障害者医療条例第3条第1項に規定する精神病床に入院をしているものに係る当該入院に係る医療費の助成については、第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、なお従前の例による。

4 改正後の障害者医療条例第2条第1項及び第2条の2第1項に該当する対象者に係る改正後の障害者医療条例第5条の規定による助成の申請、改正後の障害者医療条例第6条の規定による医療証の交付その他の必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

(東大阪市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第5条 施行日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

2 廃止前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例(以下「廃止前の老人医療条例」という。)第2条に規定する対象者であって、施行日の前日において廃止前の老人医療条例第6条の規定による医療証の交付を受けている者(施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に住所を

変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。)は、施行日から平成33年3月31日までの間に受ける療養に係る医療費について、助成を受けることができる。この場合においては、改正後の障害者医療条例の規定を準用する。

- 3 前項の場合において、療養に係る医療費が精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）への入院に係るものであるときの当該入院に係る医療費の助成については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前2項の規定は、これらの規定の適用を受ける者が、施行日以後、改正後の障害者医療条例第6条又は改正後のひとり親家庭医療条例第4条第2項の規定による医療証の交付を受けたときは、そのとき以後、適用しない。ただし、精神病床への入院に係る医療費の助成については、この限りでない。

（その他の経過措置の規則への委任）

第6条 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

○東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則

昭和46年12月7日東大阪市規則第67号

改正

昭和47年9月26日規則第39号
昭和47年12月27日規則第54号
昭和48年10月29日規則第56号
昭和53年7月1日規則第29号
昭和53年8月1日規則第34号
昭和58年2月1日規則第2号
昭和60年3月31日規則第11号
昭和60年6月28日規則第51号
昭和62年1月16日規則第1号
昭和63年6月30日規則第18号
平成元年8月1日規則第38号
平成2年6月30日規則第27号
平成3年12月26日規則第69号
平成6年9月30日規則第43号
平成9年3月31日規則第22号
平成12年3月31日規則第11号
平成12年12月30日規則第75号
平成14年3月30日規則第24号
平成14年9月30日規則第42号
平成16年1月8日規則第2号
平成16年10月29日規則第48号
平成17年6月10日規則第64号
平成18年3月27日規則第11号
平成18年7月26日規則第60号
平成18年9月29日規則第68号
平成19年3月30日規則第24号
平成19年3月30日規則第37号
平成19年7月30日規則第58号
平成20年3月31日規則第18号
平成22年4月28日規則第38号
平成22年6月21日規則第45号
平成22年10月25日規則第56号
平成25年3月29日規則第22号
平成26年12月26日規則第62号
平成27年2月27日規則第6号
平成27年3月31日規則第44号
平成28年12月28日規則第90号
平成29年10月30日規則第47号

平成29年12月28日規則第57号

廃止 平成30年3月30日規則第24号

東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則

(社会保険各法)

第1条 東大阪市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年東大阪市条例第41号。以下「条例」という。)第2条に規定する市長が規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(指定難病等)

第1条の2 条例第2条第1項第2号に規定する規則で定める疾病は、別表に掲げる疾病とする。

(所得の額)

第2条 条例第2条第1項第2号から第4号までに規定する規則で定める額は、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)がないときは2,240,000円とし、扶養親族等があるときは当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、基準額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額とする。

扶養親族等の数	基準額
1人	2,590,000円
2人以上	2,590,000円に扶養親族等が1人増すごとに290,000円加算した額

(所得の範囲)

第3条 条例第2条第1項第2号から第4号までに規定する所得の範囲は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第4条 条例第2条第1項第2号から第4号までに規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法

附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する控除を受けた者は、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき、同項第8号又は第9号に規定する控除を受けた者については、それぞれ当該控除を受けた者につき、それぞれ同項第6号、第8号又は第9号に定める控除額に相当する額

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第5項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

3 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が第1項の規定によって計算したその所得の額の10分の1に相当する額(第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日後に受けた医療に係る老人医療費については、同年1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)を第1項の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 第1項の規定によって計算したその所得の額から控除すべき第2項第1号に掲げる雑損控除額に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるとき、その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合、第1項の規定によって計算したその所得の額の10分の1に相当する額

4 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に支払った条例第2条第1項に規定する対象者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が第1項の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と100,000円とのうちいずれか低い額(第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日後にその者が受けた医療に係る老人医療費については、同年1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、

その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)と2,000,000円(第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、2,000,000円からその額を控除した額)とのいずれか低い額を第1項の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 第1項の規定によって計算したその所得の額から控除すべき第2項第1号に掲げる医療費控除額に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうち条例第2条第1項に規定する対象者(以下「対象者」という。)に係る医療費の金額があるとき、その金額の合計額

(2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合、第1項の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と100,000円とのうちいずれか低い額(一部自己負担額)

第5条 条例第3条第1項に規定する一部自己負担額は、医療機関(薬局を除く。以下この条において同じ。)ごとに1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第3条第1項に規定する対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払いは、2日を限度とする。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別個の医療機関における診療とみなす。

4 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合の第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養につき、それぞれ別個の医療機関において受けたものとみなす。

5 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額に対する一部自己負担額は、2,500円を限度とする。

(申請方法)

第6条 条例第5条に規定する申請は、老人医療証交付(更新)申請書・受給資格変更(喪失)届出書(様式第1)に条例第2条第1項各号に該当することを明らかにすることができる書類及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく被保険者証、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく被保険者証又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添えて行うものとする。

(医療証)

第7条 条例第6条に規定する医療証の様式は、様式第2のとおりとする。

2 医療証の有効期限は、毎年7月31日とする。ただし、条例第2条第1項第2号に規定する者にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第43条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第4項に規定する日と毎年7月31日のいずれか早い日とする。

3 有効期限の終了した医療証は、直ちに市長に返還しなければならない。

(医療証の更新)

第8条 医療証の更新を受けようとする者は、毎年5月1日から同月31日までの間に、老人医療証交付(更新)申請書・受給資格変更(喪失)届出書(様式第1)に第6条に規定する書

類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を行った者が、条例第2条に該当すると認めるときは、医療証を更新して、交付する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、医療証の交付を受けた者が、当該医療証の有効期限が経過した後も引き続き条例第2条に該当すると認めるときは、医療証を更新して、交付することができる。

(医療証の再交付申請)

第9条 医療証を破り、よごし、又は紛失したときは、老人医療証再交付申請書(様式第3)により市長に医療証の再交付を申請しなければならない。

- 2 医療証を破り、又はよごしたときの前項の申請には、同項の申請書にその医療証を添付しなければならない。
- 3 医療証の再交付を受けた後において紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第10条 条例第8条ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により対象者に係る保険外併用療養費、特別療養費又は療養費が支給されたとき。
 - (2) 社会保険各法の規定により対象者に係る保険外併用療養費、療養費又は家族療養費が支給されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定による医療費の助成を受けようとする対象者は、老人医療費助成支給申請書(様式第4)により市長に申請しなければならない。
 - 3 前項の申請が第1項第1号又は第2号の規定によるものであるときは、支給額を証する書類(本市が国民健康保険法の保険者として、保険外併用療養費、特別療養費又は療養費を支給する場合を除く。)を添えなければならない。

(届出事項)

第11条 条例第10条に規定するその他市長が定める事項は、次に掲げる事項とし、同条の規定による届出は、老人医療証交付(更新)申請書・受給資格変更(喪失)届出書(様式第1)によるものとする。この場合において、医療証を添付しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名
 - (2) 保険関係の変更事項
 - (3) 資格喪失に関する事項
- 2 老人医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、老人医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則の規定により、申請書又は届出書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(口頭による申請)

第13条 市長は、この規則の規定する申請書又は届出書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、申請者又は届出人の口頭による陳述を当該職員に聴取させたうえで必要な措置をとることによって、当該申請書又は届出書の提出に代えることができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和47年1月1日から施行する。
- 2 昭和53年7月1日から同年9月30日までの間に交付する医療証の有効期限は、第5条第2項の規定にかかわらず、同年9月30日とする。

附 則 (昭和47年9月26日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年12月27日規則第54号)

この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月29日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年7月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年8月1日規則第34号)

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年2月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月31日規則第11号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年6月28日規則第51号)

- 1 この規則は、昭和60年7月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則第5条第2項の規定は、昭和60年7月1日以後に有効期間が開始する医療証から適用し、同日前に有効期間が開始する医療証については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年1月16日規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、東大阪市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年東大阪市条例第41号)第6条の規定により交付された医療証で現に効力を有するものは、この規則による改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則の相当規定による医療証とみなす。

附 則 (昭和63年6月30日規則第18号)

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則 (平成元年8月1日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年6月30日規則第27号)

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月26日規則第69号)

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、東大阪市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年東大阪市条例第

41号) 第6条の規定により交付されている医療証で現に効力を有するものは、この規則による改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則の相当規定により交付されたものとみなす。

附 則 (平成6年9月30日規則第43号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第22号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第11号)

改正

平成14年9月30日規則第42号

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第1条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和5年4月2日から昭和10年3月31日までの間に生まれた者についての平成12年4月1日から平成14年9月30日までの間に行われた療養に関する社会保険各法又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による療養に関する保険給付に係る療養費の助成については、改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月30日規則第75号)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療費について適用し、施行日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月30日規則第24号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日規則第42号抄)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則第5条の2第3項の規定による認定証は、第1条の規定による改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新施行規則」という。)第11条第2項の規定により認定を受けたものとみなし、当該認定証に記載された有効期間が満了するまでの間は、同項に規定する認定証とみなす。
- 3 東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則附則第2項により、なお従前の例によることとされた者のうち昭和7年10月1日から昭和10年3月31日までに生まれた者についての平成14年10月1日から平成17年3月31日までに行われた療養に関する社会保険各法又は国民健康保険法の規定に関する保険給付に係る医療費の助成については、その者の前年の所得(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は前々年の所得)が、新施行規則第2条に規定する額以下の場合、新施行規則の規定を適用する。

附 則 (平成16年1月8日規則第2号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成15年分以後の所得の額の計算方法から適用し、平成14年分までの所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成16年10月29日規則第48号）

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条、第8条、第11条、第13条及び第14条の規定並びに様式第4及び様式第5の規定は、東大阪市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成16年東大阪市条例第22号）附則第2項の規定により同条例による改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項の規定がなお効力を有する間、同項に規定する者についてなおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則により提出されている申請書は、新規則の様式により提出された申請書とみなす。

附 則（平成17年6月10日規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項の規定は、平成17年8月1日以後の医療費から適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月27日規則第11号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年7月26日規則第60号）

- 1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年東大阪市規則第48号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成18年9月29日規則第68号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第24号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第37号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成19年以降に生じた所得に係る所得の額の計算方法から適用し、平成18年までに生じた所得に係る所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成19年7月30日規則第58号）

- 1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 東大阪市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成16年条例第22号）附則第2項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号に規定する対象者の医療証の有効期限については、改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則第10条第2項の規定は、

なおその効力を有する。ただし、市長が必要であると認めるときは、改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則第10条第2項の規定によることができる。

附 則（平成20年3月31日規則第18号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 東大阪市老人医療費一部負担金相当額等助成規則（昭和58年東大阪市規則第3号）は、廃止する。
- 3 東大阪市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成16年東大阪市条例第22号）附則第2項の規定により、なおその効力を有することとされる改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号に規定する対象者については、改正前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第5条から第9条まで、第10条第1項、第12条、第14条及び第15条の規定並びに様式の規定は、なおその効力を有するものとし、旧規則第5条第1項中「老人保健法（以下「法」という。）第28条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第67条」と、「第30条第1項の医療」とあるのは「第70条第2項又は第71条第1項の療養の給付」と、「当該医療」とあるのは「当該療養の給付」と、「世帯員であつて老人医療受給対象者」とあるのは「世帯員である被保険者」とする。

附 則（平成22年4月28日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月21日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月25日規則第56号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第22号）抄

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条の規定（東大阪市障害者自立支援法施行細則の題名の改正規定及び第3条の改正規定を除く。）、第5条中東大阪市身体障害者福祉法施行細則第2条第1項の改正規定、別表第1備考3の改正規定（「第30条第2項」を「第30条第3項」に改める部分に限る。）及び別表第3備考3の改正規定（「第30条第2項」を「第30条第3項」に改める部分に限る。）、第6条中東大阪市知的障害者福祉法施行細則第2条第1項の改正規定、別表第1備考3の改正規定（「第30条第2項」を「第30条第3項」に改める部分に限る。）及び別表第3備考3の改正規定（「第30条第2項」を「第30条第3項」に改める部分に限る。）、第7条中東大阪市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第1条の改正規定（「第5条第6項」を「第5条第7項」に改める部分に限る。）並びに第9条第1項及び第6項の改正規定並びに第10条中東大阪市児童福祉法施行細則別表第2備考3の改正規定（「第30条第2項」を「第30条第3項」に改める部分に限る。） 公布の日
 - (2) 第4条中東大阪市障害者自立支援法施行細則第3条の改正規定、第7条中東大阪市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第1条の改正規定（「同条第13項」を「同条第12項」に改める部分に限る。）、第9条中東大阪市立心身障害児通園施設条例施行規則第5条第2項第1号の改正規定（「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める部分に限る。）及び第14条中東大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第13条第3号の

改正規定（「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分に限る。） 平成26年4月1日

附 則（平成26年12月26日規則第62号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日規則第6号）

この規則中第8条及び様式第1の改正規定は公布の日から、様式第4の改正規定は平成27年3月1日から、様式第2の改正規定は同年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成27年1月1日から適用する。

附 則（平成28年12月28日規則第90号）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

2 改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成28年以後に生じた所得に係る所得の額の計算方法から適用し、平成27年までに生じた所得に係る所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月30日規則第47号）

1 この規則は、平成29年11月6日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則様式第2、第2条の規定による改正後の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則様式第2、第3条の規定による改正後の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則様式第2及び第4条の規定による改正後の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則様式第2の規定は、この規則の施行の日以後に交付する医療証から適用し、この規則の施行の際現に交付されている医療証については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月28日規則第57号）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則第2条の規定及び第2条の規定による改正後の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第4条の規定は、平成30年以後の年の所得の額の計算について適用し、平成29年以前の年の所得の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日規則第24号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の障害者医療規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2 （略）

3 東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成29年東大阪市条例第27号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる医療費の助成に係る改正前の障害者医

療規則第5条の2第3項の規定の適用については、同項中「2,500円」とあるのは「3,000円」とする。

(東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

第5条 施行日前に受けた療養に係る第4条の規定による廃止前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則(以下「廃止前の老人医療規則」という。)の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

2 平成29年改正条例附則第5条第2項の規定による医療費の助成については、改正後の障害者医療規則の規定を準用する。

3 平成29年改正条例附則第5条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる医療費の助成に係る廃止前の老人医療規則第5条第5項の規定の適用については、同項中「2,500円」とあるのは「3,000円」とする。

(その他の経過措置)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

別表（第1条の2関係）

- (1) 球脊髄性筋萎縮症
- (2) 筋萎縮性側索硬化症
- (3) 脊髄性筋萎縮症
- (4) 進行性核上性麻痺
- (5) パーキンソン病
- (6) 大脳皮質基底核変性症
- (7) ハンチントン病
- (8) 重症筋無力症
- (9) 多発性硬化症又は視神経脊髄炎
- (10) 慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は多巣性運動ニューロパチー
- (11) 多系統萎縮症
- (12) 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
- (13) ライソゾーム病
- (14) 副腎白質ジストロフィー
- (15) ミトコンドリア病
- (16) もやもや病
- (17) プリオン病
- (18) 亜急性硬化性全脳炎
- (19) 全身性アミロイドーシス
- (20) 神経線維腫症
- (21) 天疱瘡
- (22) 表皮水疱症
- (23) 膿疱性乾癬（汎発型）
- (24) スティーヴンス・ジョンソン症候群
- (25) 中毒性表皮壊死症
- (26) 高安動脈炎
- (27) 結節性多発動脈炎
- (28) 顕微鏡的多発血管炎
- (29) 多発血管炎性肉芽腫症
- (30) 悪性関節リウマチ
- (31) バージャー病
- (32) 全身性エリテマトーデス
- (33) 皮膚筋炎又は多発性筋炎
- (34) 全身性強皮症
- (35) 混合性結合組織病
- (36) ベーチェット病
- (37) 特発性拡張型心筋症
- (38) 肥大型心筋症
- (39) 拘束型心筋症
- (40) 再生不良性貧血

- (41) 特発性血小板減少性紫斑病
- (42) 原発性免疫不全症候群
- (43) 黄色靭帯骨化症
- (44) 後縦靭帯骨化症
- (45) 広範脊柱管狭窄症
- (46) 特発性大腿骨頭壊死症
- (47) 下垂体性ADH分泌異常症
- (48) 下垂体性TSH分泌亢進症
- (49) 下垂体性PRL分泌亢進症
- (50) クッシング病
- (51) 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
- (52) 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
- (53) 下垂体前葉機能低下症
- (54) 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
- (55) サルコイドーシス
- (56) 特発性間質性肺炎
- (57) 肺動脈性肺高血圧症
- (58) 肺静脈閉塞症又は肺毛細血管腫症
- (59) 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
- (60) リンパ脈管筋腫症
- (61) 網膜色素変性症
- (62) バッド・キアリ症候群
- (63) 原発性胆汁性肝硬変
- (64) クロウン病
- (65) 潰瘍性大腸炎
- (66) スモン
- (67) 難治性肝炎のうち劇症肝炎（特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年厚生省衛発第242号）に規定する対象患者であって、東大阪市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成26年東大阪市条例第62号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされたもの（改正条例の施行の日前から引き続き大阪府内に居住しており、かつ、当該疾病により大阪府内に存する本市以外の地方公共団体が行う医療費の助成（条例の規定による医療費の助成と類似のものに限る。）を受けているものを含む。次号において同じ。）に係るものに限る。）
- (68) 重症急性膵炎（特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する対象患者であって、改正条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされたものに係るものに限る。）

○東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

昭和55年7月23日東大阪市条例第14号

改正

昭和56年12月28日条例第32号
昭和58年3月31日条例第9号
平成3年12月26日条例第31号
平成6年3月31日条例第20号
平成6年9月30日条例第40号
平成10年7月31日条例第31号
平成10年12月22日条例第45号
平成12年3月31日条例第18号
平成16年7月1日条例第24号
平成17年3月31日条例第30号
平成18年6月19日条例第39号
平成18年9月29日条例第41号
平成18年9月29日条例第42号
平成19年12月28日条例第41号
平成20年3月31日条例第4号
平成21年3月31日条例第23号
平成23年12月28日条例第19号
平成26年6月30日条例第32号
平成29年3月31日条例第13号
平成29年10月31日条例第27号
平成31年3月29日条例第13号

東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定並びに児童の健全な育成を図り、もってひとり親家庭の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この条例において「児童」とは、18歳未満の児童及び18歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、規則で定める程度の障害の状態にある者は除く。）に養育されているときは除く。

- (1) 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
 - (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの
- 3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。
- (1) 父母が死亡した児童
 - (2) 父又は母が監護しない前項に掲げる児童
(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住地を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は市長が定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
 - (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号のいずれかに該当する児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（これに相当する支援給付を含む。）を受けている者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により、対象者又はこれらの法律による世帯主若しくは被保険者、組合員若しくは加入者（世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者
 - (4) 東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年東大阪市条例第37号）第6条の規定による医療証の交付を受けている者
 - (5) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者及び同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院している者（通所している者を除く。）
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としなない。
- (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年（各年の1月から9月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては前々年。以下同じ。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
 - (2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）

第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、対象者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

- 4 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は自己の扶養親族等がその所有に係る住宅、家財その他規則で定める財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月までの間は、前項の規定は、適用しない。
- 5 第3項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（助成の範囲）

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給が行われた場合（精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）への入院に係る場合を除く。）における療養に要する費用（食事療養及び生活療養に係る費用を除く。）の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その限度において助成を行わない。
 - （1）対象者の疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。
 - （2）社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により医療費に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われるとき。
 - （3）その他市長が助成の全部又は一部を不相当と認めるとき。

（申請等）

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であることを確認したときは、医療証を交付する。

（医療証の提示）

第5条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が大坂府内に所在する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）における療養に要する費用について、医療費の助成を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療証を提示しなければならない。

（助成の方法）

第6条 医療費の助成は、助成額に相当する額を本市が保険医療機関等に支払うことにより行う。ただし、第4条第1項の規定による申請があった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けた場合、次条第2項に規定する場合又は市長が必要であると認める場合は、規則で定めるところにより、受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(助成の適用)

第7条 医療費の助成は、第4条第1項の規定による申請のあった日の属する月の初日以後に受けた療養に係る医療費について行う。ただし、当該月において、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日がある場合は、これらの日以後に受けた療養に係る医療費について助成する。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により第4条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日の属する月の初日（同項ただし書の規定の適用がある場合は、同項ただし書に規定する日）から開始する。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は次条の規定に違反した者があるときは、その者から、当該助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 医療費の助成を受ける権利は、これを第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 医療証は、これを第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 医療費の助成を受けて取得した医薬品等は、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(届出の義務)

第11条 受給者は、居住地、氏名その他の市長が定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告等)

第12条 市長は、医療費の助成にあたり必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、受給者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に受給者その他の関係者に質問させることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が正当な理由なく、前条の規定による命令に従わず、又は当該職員の質問に応じなかつたときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

2 平成11年10月31日までの間、平成10年7月31日において、第4条第1項の申請を行って

た者（以下「基準日申請者」という。）又は同条第2項の医療証等の交付を受けていた者（以下「基準日被交付者」という。）に対する第2条第1項の規定の適用については、同項中「法第3条第1項に規定する児童の年齢要件を適用しない場合又は法第9条から第11条までに規定する支給制限に関する所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合」とあるのは、「法第3条第1項に規定する児童の年齢要件を適用しない場合、法第9条から第11条までに規定する支給制限に関する所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第224号）第1条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項の規定を適用した場合」とする。

- 3 前項の規定は、基準日申請者で医療証等の交付を受けられなかったものが当該交付を受けられなかったとき以後に行う第4条第1項の申請及び基準日被交付者で医療証等の交付を受けられなくなったものが当該交付を受けられなくなったとき以後に行う同項の申請については、適用しない。

附 則（昭和56年12月28日条例第32号）

この条例は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月26日条例第31号）

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第20号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日条例第40号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成10年7月31日条例第31号）

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成10年12月22日条例第45号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月1日条例第24号）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

- 2 改正後の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月19日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第41号抄）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第42号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日条例第41号）抄

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第23号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日条例第19号）

この条例中第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は公布の日から、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第13号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月31日条例第27号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第2条第3項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第2条中東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第3項第1号の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

（東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置等）

第2条 第1条の規定による改正後の東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の障害者医療条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2 改正後の障害者医療条例第2条の2の規定は、この条例の施行の際現に住所地特例対象施設に入所をしている者及び施行日以後当該住所地特例対象施設に入所をする者について適用する。

3 改正前の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第2条に規定する対象者（施行日の前日において同条例第6条の規定により医療証の交付を受けている者（施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に住所を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。）に限る。）であって、施行日以後改正後の障害者医療条例第3条第1項に規定する精神病床に入院をしているものに係る当該入院に係る医療費の助成については、第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、なお従前の例による。

4 改正後の障害者医療条例第2条第1項及び第2条の2第1項に該当する対象者に係る改正後の障害者医療条例第5条の規定による助成の申請、改正後の障害者医療条例第6条の規

定による医療証の交付その他の必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

(東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(以下「改正後のひとり親医療条例」という。)の規定は、施行日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2 改正前の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条に規定する対象者(施行日の前日において同条例第4条第2項の規定により医療証の交付を受けている者(施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に居住地を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。)に限る。)であって、施行日以後改正後のひとり親医療条例第3条第1項に規定する精神病床に入院をしている者に係る当該入院に係る医療費の助成については、前項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、なお従前の例による。

(その他の経過措置の規則への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則 (平成31年3月29日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。